

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第3号

職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間等に関する規則（平成27年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務）

第4条の2 条例第5条第1項の規定による勤務（以下「時間外勤務」という。）

は、超過勤務命令簿により命ずる。

2 管理者は、職員（職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「給与条例」という。）第18条第1項に規定する管理監督職員を除く。以下この条において同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、次に掲げる時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 1箇月において45時間（当該1箇月において職員に特定勤務時間（条例第4条第4項の規定により、あらかじめ条例第2条の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間（当該1週間の所定の勤務時間が40時間未満である場合にあつては、1週間につき40時間）を超えて勤務することを命ぜられて勤務した時間をいう。以下この条において同じ。）がある場合にあつては、45時間から当該1箇月における特定勤務時間を合計した時間（当該時間が45時間を超える場合にあつては、45時間）を減じた時間）

(2) 1年において360時間（当該1年において職員に特定勤務時間がある場合にあつては、360時間から当該1年における特定勤務時間を合計した時間（当該時間が360時間を超える場合にあつては、360時間）を減じた時間）

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、大量の業務又は突発的に生じた業務を短期間に集中的に処理する必要があることその他これに類する特別の事情があるため、同項各号に掲げる時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる必要があると認める場合には、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずることができる。

- (1) 1 箇月において 100 時間（当該 1 箇月において職員に特定勤務時間がある場合にあつては、100 時間から当該 1 箇月における特定勤務時間を合計した時間を減じた時間）
 - (2) 1 年において 720 時間（当該 1 年において職員に特定勤務時間がある場合にあつては、720 時間から当該 1 年における特定勤務時間を合計した時間を減じた時間）
 - (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間（当該それぞれの期間において職員に特定勤務時間がある場合にあつては、時間外勤務を命ずる時間に当該それぞれの期間における特定勤務時間の合計を加えた時間）の 1 箇月当たりの平均時間について 80 時間
 - (4) 1 年のうち 1 箇月において前項第 1 号に掲げる時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について 6 月
- 4 管理者は、職員に特例業務（災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものとして別に定めるものをいう。以下この項において同じ。）に係る時間外勤務を命ずる場合であつて、当該時間外勤務を命ずることにより、第 2 項各号若しくは前項各号に掲げる時間若しくは月数を超えて時間外勤務を命ずることとなるとき又は当該時間若しくは月数を超えて時間外勤務を命ずることが必要となることが見込まれるときは、当該特例業務に係る時間外勤務を命ずる時間を前 2 項の時間外勤務を命ずる時間に含めないことができる。
- 5 前 3 項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、事務局長が定める。
- 6 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条第 1 項の協定が締結されている事業場に勤務する職員に時間外勤務を命ずる場合においては、第 2 項から前項までの規定は適用しない。

第5条第1項中「職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「給与条例」という。）」を「給料条例」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この規則の適用の日から令和元年8月31日までの間における改正後の規則第4条の2第3項第3号の規定の適用については、同号中「5箇月の期間」とあるのは「5箇月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。